



平成 23 年 1 月 19 日

(社) 青森県建設業協会 会長 様

青森県産業廃棄物協会
会長 増田 教正
(公 印 省 略)

改正廃棄物処理法説明会の開催について (ご案内)

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、平成 22 年 5 月 12 日に「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律」が成立し、同 19 日に公布され、平成 23 年 4 月 1 日から施行されます。

今回の改正では、建設廃棄物の元請責任の一元化、多量排出事業者の処理計画への罰則の適用、事業場外保管の届出の義務化など、建設業関係者に関わる内容が含まれています。

改正廃棄物処理法の内容を正確にご理解頂くために、(社) 全国産業廃棄物連合会と同連合会北海道・東北地域協議会が共催し、別紙の通り「改正廃棄物処理法説明会」を開催することといたしました。

多くの皆様にご参加下さいますようご案内申し上げます。

つきましては、説明会開催案内の貴協会ホームページへの掲載等により、貴協会会員への周知方をお願いいたします。



改正廃棄物処理法説明会のご案内

廃棄物処理法が平成22年5月に改正され、平成23年4月から施行されます。

今回の改正は、①建設元請け業者への排出事業者責任の一元化、②多量排出事業者の処理計画への罰則の適用、③事業場外保管の届け出義務化などの排出事業者に関することや、④優良業者に対する許可期間の特例制度、⑤特定の廃棄物処理施設に係る定期検査の受検義務化、⑥許可取消の欠格要件に関する無限連鎖の緩和などの処理業者に関することのほか、⑦土地所有者が不適正処理を発見した場合の通報努力、⑧廃棄物を輸入できる者の拡充など多くの関係者に関わる内容が含まれています。

このため、(社)全国産業廃棄物連合会と同連合会北海道・東北地域協議会が共催し、(財)産業廃棄物処理事業振興財団とも連携し、環境省の担当者を招いて次のとおり説明会を開催することとしましたので、多くの皆様に参加していただけますようご案内申し上げます。

- 1 日時 平成23年3月10日(木) 13:00 ~ 17:00
- 2 会場 盛岡市民文化ホール 大ホール(マリオス)
(盛岡市盛岡駅西通 2-9-1) 盛岡駅、西口自由通路経由 徒歩3分
※駐車場(有料)に限りがありますので、会場へお越しの際は
公共の交通機関をご利用ください。
- 3 開場・受付 12:00~
- 4 次第
 - 第1部 「廃棄物処理法の改正について」
 - 13:00 開会・あいさつ
 - 13:15 改正廃棄物処理法説明 (環境省担当者)
 - 15:40 第1部終了
(休憩)
 - 第2部 「優良な産業廃棄物処理業者に係る許可期間の特例制度について」
 - 16:00 開会・説明 (財)産業廃棄物処理事業振興財団
 - 16:35 特例優良許可制度の活用 富士電機ホールディングス(株)
 - 16:50 申請方法と留意点 (岩手県担当者)
 - 17:00 第2部終了・閉会
- 5 対象 産業廃棄物排出事業者及び処理業者、自治体関係者、その他関係者
- 6 参加費用 無料
- 7 定員 1500名(定員になり次第、参加申し込みの受付は終了します)

参加の申し込み

- 1 申込先 (社)岩手県産業廃棄物協会
- 2 申込方法 裏面「出席申込書」に必要事項を記載して、平成23年2月24日(木)までに、FAXにより送付のこと
- 3 送付先 〒020-0023 盛岡市内丸16-15 内丸ビル5F
FAX番号 019-624-1920
- 4 問合せ先 019-625-2201(担当:小原、菊池)

